

# 日本馬術連盟規約

平成18年1月14日改正

## 第1章 総則

(準拠)

第1条 この規約は、社団法人日本馬術連盟(以下「連盟」という。)定款(以下「定款」という。)第44条の規定により、連盟の運営に必要な事項を規定することを目的とする。

## 第2章 会員等

(会員の定義)

第2条 定款第6条第1項各号に規定する会員は、次の通りとする。

### (1) 正会員

#### イ. 都道府県馬術連盟

北海道乗馬連盟、青森県馬術連盟、岩手県馬術連盟、宮城県馬術連盟、秋田県馬術連盟、山形県馬術連盟、福島県馬術連盟、茨城県馬術連盟、栃木県馬術連盟、群馬県馬術連盟、埼玉県馬術連盟、千葉県馬術協会、東京都馬術連盟、社団法人神奈川県馬術協会、山梨県馬術連盟、長野県馬術連盟、新潟県馬術連盟、富山県馬術連盟、石川県馬術連盟、福井県馬術連盟、岐阜県馬術連盟、静岡県馬術連盟、愛知県馬術連盟、三重県馬術連盟、滋賀県乗馬連盟、京都府馬術連盟、大阪府馬術連盟、兵庫県馬術連盟、奈良県馬術協会、和歌山県馬術連盟、鳥取県馬術連盟、島根県馬術連盟、岡山県馬術連盟、広島県馬術連盟、山口県馬術連盟、徳島県馬術連盟、香川県馬術連盟、愛媛県馬術連盟、高知県馬術連盟、福岡県馬術連盟、佐賀県馬術連盟、長崎県馬術連盟、熊本県馬術連盟、大分県馬術連盟、宮崎県馬術連盟、鹿児島県馬術連盟、沖縄県馬術連盟

#### ロ. 組成団体

全日本学生馬術連盟、全日本高等学校馬術連盟、日本乗馬少年団連盟、日本社会人団体馬術連盟、全日本ポニークラブ連盟

#### ハ. 学識経験者

理事

### (2) 普通会員

#### イ. 個人普通会員

第9条に規定する入会金及び会費を納入した個人

#### ロ. 団体第1種会員(組成団体に加盟している団体)

#### ハ. 団体第2種会員(都道府県馬術連盟に加盟している団体)

### (3) 賛助会員及び名誉会員

賛助会員及び名誉会員の認定基準は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(都道府県馬術連盟及び組成団体の具備要件)

第3条 定款第6条第1項第1号に規定する正会員のうち都道府県馬術連盟及び組成団体(以下「県馬連等」という。)が、具備しなければならない要件は、次のとおりとする。

(1) 都道府県馬術連盟

イ. 都道府県における馬術競技を統括していること。

ロ. 当該都道府県の体育協会に加盟していること。

(2) 組成団体

イ. 構成員が団体により構成され、全国的馬術組織として馬術競技を統括していること。

ロ. 組成団体の組成団体が、30 団体以上であること。ただし、全日本ポニークラブ連盟は、除くものとする。

(届出)

第4条 県馬連等は、定款第7条第2項に規定するもののほか、次に掲げる書類を連盟に提出しなければならない。

(1) 連盟総会における正会員としての権利を行使する者の氏名及び住所を記載した書面

(2) 事務担当者の氏名及び住所を記載した書面

2. 県馬連等は、前項により提出した書類の記載事項に変更があったときは、遅滞なく連盟にその旨を届け出なければならない。

(事業協力)

第5条 県馬連等は、連盟のため下記事業を遂行する。

(1) 馬術に関する各種事業の企画、実施及び援助

(2) 体育諸団体との連絡及び協調

(3) 連盟から委譲又は依頼された業務の処理

(4) その他、連盟の目的達成上必要な事業

(地域区分)

第6条 連盟の管理・運営をより効果的にし、かつ、地域的馬術の振興を図るため、都道府県馬術連盟を次のとおり区分する。

地域区分	都道府県馬術連盟
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中部	長野、新潟、富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

2. 前項に規定する地域区分を変更しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(会員の権利)

第7条 定款第6条第1項第2号から第4号に規定する会員の権利は、次のとおりとする。

(1) 普通会员

イ. 個人普通会员

- ① 連盟が主催又は公認する競技会に出場することができる。
- ② 連盟が認定する各種資格の認定を受けることができる。
- ③ 連盟が主催する審査会又は講習会に参加することができる。
- ④ 連盟に登録する競技馬の所有者として登録することができる。

ロ. 団体第1種会員・団体第2種会員

- ① 連盟が公認する競技会を開催することができる。
- ② 連盟に登録する競技馬の所有者として登録することができる。
- ③ 連盟主催の競技会参加において、団体名称を使用することができる。

(2) 賛助会員及び名誉会員

賛助会員及び名誉会員の特典は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(会員の帰属)

第8条 定款第6条第1項第2号に規定する普通会员は、次のいずれかにより都道府県馬術連盟に帰属しなければならない。ただし、組成団体を構成する団体第1種会員は組成団体に、団体第2種会員は都道府県馬術連盟に帰属する。

(1) 個人普通会员

- イ. 日常生活を行っている居住地
- ロ. 本籍地
- ハ. 所有馬の繋養場所
- ニ. 勤務地又は所属する乗馬団体又は学校の所在地

(2) 団体第1種会員・団体第2種会員

- イ. 主たる事務所の所在地
- ロ. 当該団体の所有馬の繋養場所

2. 前項の普通会员が、その帰属を変更した場合は、関係する都道府県馬術連盟又は組成団体の代表者は、遅滞なく、その旨別に定める様式により会長に報告するものとする。

### 第3章 会費等

(入会金及び会費)

第9条 定款第10条に規定する入会金及び会費(以下「会費等」という。)の種類は、次のとおりとし、その額は、通常総会において定める。ただし、賛助会員及び名誉会員の会費等については、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(1) 入会金

イ. 正会員入会金

- ① 都道府県馬術連盟入会金
- ② 組成団体入会金
- ③ 学識経験者入会金

- ロ. 普通会員入会金
  - ①個人普通会員入会金
  - ②団体第1種会員入会金
  - ③団体第2種会員入会金
- (2)年会費
  - イ. 正会員年会費
    - ①都道府県馬術連盟年会費
    - ②組成団体年会費
    - ③学識経験者年会費
  - ロ. 普通会員年会費
    - ①個人普通会員年会費
    - ②団体第1種会員年会費
    - ③団体第2種会員年会費

(会費等の納入方法)

- 第10条 県馬連等は、前条に規定する会費等を、一括して前年度末(3月31日)までに、別に定める会費等納入者一覧表を添付して納入するものとする。
2. 県馬連等は、前項の規定にかかわらず、随時、新規入会の手続きを行うことができる。

(会費等納入遅延の取扱)

- 第11条 会長は、前条第1項に規定する所定の期日までに会費等を納入しない会員がいる場合は、当該県馬連等の代表者に書面をもって催告しなければならない。
2. 前条第1項に規定する所定の期日までに会費等を納入しない会員は、第7条に規定する会員の特典は行使できないものとする。
3. 第1項により催告を行った日より1年以内に会費等が納入されない場合は、当該会員の身分は自動的に消滅するものとする。この場合においては、既納の会費等及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第4章 役員等

(役員の資格・条件)

- 第12条 役員は、連盟の定款及びこの規約並びにこれらに基づく各種規程を率先して遵守し、それを弁護しなければならない。

(役員の定年)

- 第13条 役員の内任は、65歳に達するまでとする。

ただし、会長、副会長、その他これに相当する職にある者で特別の事情がある場合は、この限りでないが、この場合においても、70歳に達するまでとする。

なお、役員の内識及び経験が法人の内業務運営上特に必要である場合等においては、上記の限りでないものとする。

(役員の内出手順)

- 第14条 役員の内出手順は、次のとおりとする。

- (1) 第18条に規定する地域連絡協議会は、附表に定める役員内出基準に基

づく理事候補者氏名を理事が就任する年の3月31日までに別に定める様式により会長に提出するものとする。

(2) 組成団体は、附表に定める役員選出基準に基づく理事候補者氏名を理事が就任する年の3月31日までに別に定める様式により会長に提出するものとする。

(3) 第21条に規定する馬場馬術本部、障害馬術本部及び総合馬術本部（以下「競技本部」という。）は、附表に定める役員選出基準に基づく理事推薦候補者氏名を3月31日までに別に定める様式により会長に提出し、理事会の議決を経て、理事が就任する年度の最初に開催される総会の15日前までに正会員に通告するものとする。

(4) 地域連絡協議会、組成団体及び競技本部は、前各号の規定により理事候補者の氏名を提出しようとするときは、その者を選出するに至った当該会議の議事録を添付しなければならない。

(5) 会長は、学識経験者推挙委員会（以下「推挙委員会」という。）を組織し、推挙委員会は、附表に定める人数の理事候補者及び監事候補者の氏名を理事が就任する年の3月31日までに会長に提出し、理事会の議決を経て、理事が就任する年度の最初に開催される総会の15日前までに正会員に通告するものとする。

(6) 役員が就任する年度の最初に開催される総会において、前各号による役員候補者の名簿に基づき役員を選出する。

（役員欠員に対する補充要領）

第15条 役員に欠員が生じた場合の補充要領は、定款に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 会長、副会長、理事長又は常務理事に欠員を生じた場合には、定款第12条を準用して理事のうちから補充することができる。

(2) 役員に欠員を生じたときは、前条を準用して補欠候補者を選出し、その後最初に開催される総会で補充する。

## 第5章 会議

（通常総会）

第16条 定款第38条第1項に規定する事項について、1月に通常総会を開催し、議決しなければならない。また、会費等の額を変更しようとするときも、同様とする。

2. 定款第39条第1項各号に規定する事項について、5月に通常総会を開催し、承認を受けなければならない。また、役員が就任する年度にあつては、理事及び監事を選出を行わなければならない。

3. 定款又は規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 規約の改廃

(2) その他理事会において必要と認めた事項

（正会員としての権利を行使する者）

第17条 第4条第1項第1号により届出のあった者を、総会への出席者とする。

2. 正会員は、前項に規定する者が理事に就任した場合は、総会における正会員の権利を行使する者として後任者を届け出るものとする。

(地域連絡協議会)

第18条 第6条第1項に規定する地域区分毎に、都道府県馬術連盟相互の連絡調整を目的として、地域連絡協議会を設置する。

2. 前項に規定する地域連絡協議会は、その地域を構成する都道府県馬術連盟が推薦した者並びにその地域から選出された理事をもって構成する。
3. 地域連絡協議会は、次に掲げる書類を提出して、連盟理事会の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
  - (1) 定款若しくは寄附行為若しくはこれに代わるべき規程
  - (2) 代表者の氏名及び住所を記載した書面
  - (3) 事務担当者の氏名及び住所を記載した書面
  - (4) その他連盟が必要と認めた書類
4. 会長は、前項の承認があったときは、その旨を当該地域連絡協議会に通知するものとする。

## 第6章 競技会

(主催競技会)

第19条 連盟の主催する競技会は、次のとおりとする。

- (1) 全日本障害馬術大会、全日本馬場馬術大会、全日本総合馬術大会、全日本エンデュランス馬術大会、全日本ジュニア障害馬術、全日本ジュニア馬場馬術大会、全日本ジュニア総合馬術大会及び国民体育大会馬術競技並びに連盟が定めた国内馬術競技会
- (2) 連盟が定めた国際馬術競技会

(公認競技会)

第20条 連盟は、理事会の議決を経て会長が別に定める基準により競技会を公認することができる。

## 第7章 本部等

(本部)

第21条 連盟は、業務を執行する機関として次のとおり、本部を設置する。

- (1) 事業推進本部
  - (2) 馬場馬術本部
  - (3) 障害馬術本部
  - (4) 総合馬術本部
  - (5) エンデュランス本部
  - (6) その他総会が必要と認めた本部
2. 会長は、理事会の議決を経て、前項各号に規定する本部の最高責任者として本部長を任命し、必要に応じて担当理事を置くことができる。
  3. 各本部の所管する事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。
  4. 本部長は、前項の議決によりその所掌とされた事項の業務遂行上必要な専門分野を担当する目的をもって、理事会の議決を経て、所要の専門部会

を設置することができる。ただし、その専門部会は、その目的を完了したときは解散する。

5. 本部及び専門部会の委員は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
6. 本部及び専門部会について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。
7. 各本部長は、その所管事項について、随時理事会に報告するものとする。

(特別委員会)

第 22 条 連盟は、理事会の諮問に応じるとともに理事会に意見具申する機関として、次のとおり特別委員会を設置する。

- (1) 司法委員会
- (2) 倫理委員会
- (3) 総合企画委員会
- (4) その他理事会が必要と認めた特別委員会

2. 特別委員会に、委員長その他の委員を置く。
3. 委員長その他の委員は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
4. 会長は、必要に応じて特別委員会の担当理事を置くことができる。
5. 特別委員会について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。
6. 担当理事又は委員長は、その所管事項について、随時理事会に報告するものとする。

(専門委員会)

第 23 条 連盟は、業務の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て所要の専門委員会を設置することができる。

2. 専門委員会に、委員長その他の委員を置く。
3. 委員長その他の委員は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
4. 会長は、必要に応じて専門委員会の担当理事を置くことができる。
5. 専門委員会について必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。
6. 担当理事又は委員長は、その所管事項について、随時理事会に報告するものとする。

## 第 8 章 仲裁等

(仲裁条項)

第 24 条 連盟主催競技会等、又はその運営に関して行った決定に対する不服申立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

## 第 9 章 細則

(細則)

第 25 条 定款及びこの規約に定めるもののほか、連盟の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附表  
役員選出基準

理事	地域選出理事	北海道地域	1人
		東北地域	1人
		関東地域	1人
		中部地域	1人
		近畿地域	1人
		中国・四国地域	1人
		九州地域	1人
	組成団体選出理事	全日本学生馬術連盟	1人
		全日本高等学校馬術連盟	1人
		日本乗馬少年団連盟	1人
		日本社会人団体馬術連盟	1人
	競技本部選出理事	馬場馬術本部	1人
		障害馬術本部	1人
総合馬術本部		1人	
	学識経験者推挙委員会の推薦する者	6人以内	
監事	学識経験者推挙委員会の推薦する者	2人又は3人	

附則

- この規約は、定款の変更が認可された日(平成13年5月17日)から効力を生ずる。ただし、第7章に規定する本部等については、次項に規定する役員選出が行われる通常総会の日以降に開催される最初の理事会の日から施行する。

《経過規定》

- 規約改正の承認された総会後に実施される最初の役員の選出については、規約発効にかかわらず、第13条及び第14条の規定を準用する。ただし、第13条の規定については、第13条第2項として次のとおり適用する。

(第13条第2項)

会長が組織する学識経験者推挙委員会は、理事候補者として満70歳を超える者を1人に限り推薦できるものとする。ただし、その者が会長理事として選任されなかったときは、理事の資格を失う。

附則

この規約は、平成14年1月19日より施行し、平成14年1月1日から適用する。  
(第19条第1項第1号及び第21条第6項並びに第7項)

附則

- この規約は、平成15年4月7日より施行する。
- 第13条の規定については、第13条第2項として次のとおり適用する。  
(第13条第2項)

会長が組織する学識経験者推挙委員会は、理事候補者として満70歳を超える者を1人に限り推薦できるものとする。ただし、その者が会長理事として選任されなかったときは、理事の資格を失う。

その者が会長に選任されたときは、第13条第1項の規程を適用しないものとする。

#### 附則

平成16年5月10日付で改正された規約のうち、第7条(1)イ①及び第24条は平成16年5月10日から施行し、第2条、第7条(1)ロ、第8条、第9条、第10条及び第19条については平成17年4月1日から施行する。

#### 附則

1. この規約は、平成18年1月14日から施行する。
2. 平成13年5月17日及び平成15年4月7日より施行された附則の第13条第2項の規定は削除する。